

請求書や見積書等への押印省略について

令和7年4月1日より、岐阜県後期高齢者医療広域連合へご提出いただく請求書等について押印が省略できるようになりました。

なお、従来通り書面に押印して提出する場合は、取扱いの変更はありません。

○押印が省略できる書類

- ・ 請求書（※）
- ・ 見積書（※）
- ・ 納品書
- ・ 着手届
- ・ 完了届

（※）については、発行責任者・担当者の氏名・連絡先を記載してください。

○その他の注意事項

契約書、入札書、委任状は今回の取扱いの対象外です。従来どおり押印してください。

押印を省略する請求書等については電子メールによる提出も可能ですが、その場合はPDF形式に限ります。

その他ご不明な点は、請求書等の提出部署までお問い合わせください。